

## 【表紙】

|                                          |                        |
|------------------------------------------|------------------------|
| 【提出書類】                                   | 訂正有価証券届出書              |
| 【提出先】                                    | 関東財務局長殿                |
| 【提出日】                                    | 2023年12月18日提出          |
| 【発行者名】                                   | 野村アセットマネジメント株式会社       |
| 【代表者の役職氏名】                               | C E O兼代表取締役社長 小池 広靖    |
| 【本店の所在の場所】                               | 東京都江東区豊洲二丁目2番1号        |
| 【事務連絡者氏名】                                | 松井 秀仁                  |
| 【電話番号】                                   | 03-6387-5000           |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券に係るファンドの名称】 | ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資<br>信託受益証券の金額】        | 2兆円を上限とします。            |
| 【縦覧に供する場所】                               | 該当事項はありません。            |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2023年6月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。

第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況

なお、原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」において「1財務諸表」につきましては「中間財務諸表」が追加され、「2ファンドの現況」につきましては内容を更新・訂正いたします。

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1 ファンドの性格

## (1) ファンドの目的及び基本的性格

## &lt;更新後&gt;

◆世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）<sup>※</sup>を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

※ Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

## ■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## &lt;商品分類&gt;

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式）

## 《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単 位 型   | 国 内    | 株 式               |
|         | 海 外    | 債 券               |
| 追 加 型   |        | 不動産投信             |
|         | 内 外    | その他資産<br>( )      |
|         |        | 資産複合              |

## 《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|
|--------|------|--------|------|-------|

|                                                 |              |                  |              |               |
|-------------------------------------------------|--------------|------------------|--------------|---------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル<br>(日本を含む) |              |               |
|                                                 | 年2回          |                  |              |               |
|                                                 | 年4回          | 日本               |              |               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)  | 北米               | ファミリーファンド    | あり<br>(適時ヘッジ) |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | 欧州               |              |               |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア              |              |               |
|                                                 | 日々           | オセアニア            |              |               |
| 不動産投信                                           | その他<br>( )   | 中南米              | ファンド・オブ・ファンズ | なし            |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 一般))                    |              | アフリカ             |              |               |
| 資産複合<br>( )                                     |              | 中近東<br>(中東)      |              |               |
| 資産配分固定型<br>資産配分変更型                              |              | エマージング           |              |               |

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載

があるものをいう。

- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

### (3) ファンドの仕組み

#### <更新後>

#### ■委託会社の概況(2023年10月末現在)■

##### ・名称

野村アセットマネジメント株式会社

##### ・資本金の額

17,180百万円

##### ・会社の沿革

1959年12月 1 日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

##### ・大株主の状況

| 名称             | 住所              | 所有株式数      | 比率   |
|----------------|-----------------|------------|------|
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1-13-1 | 5,150,693株 | 100% |

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### <更新後>

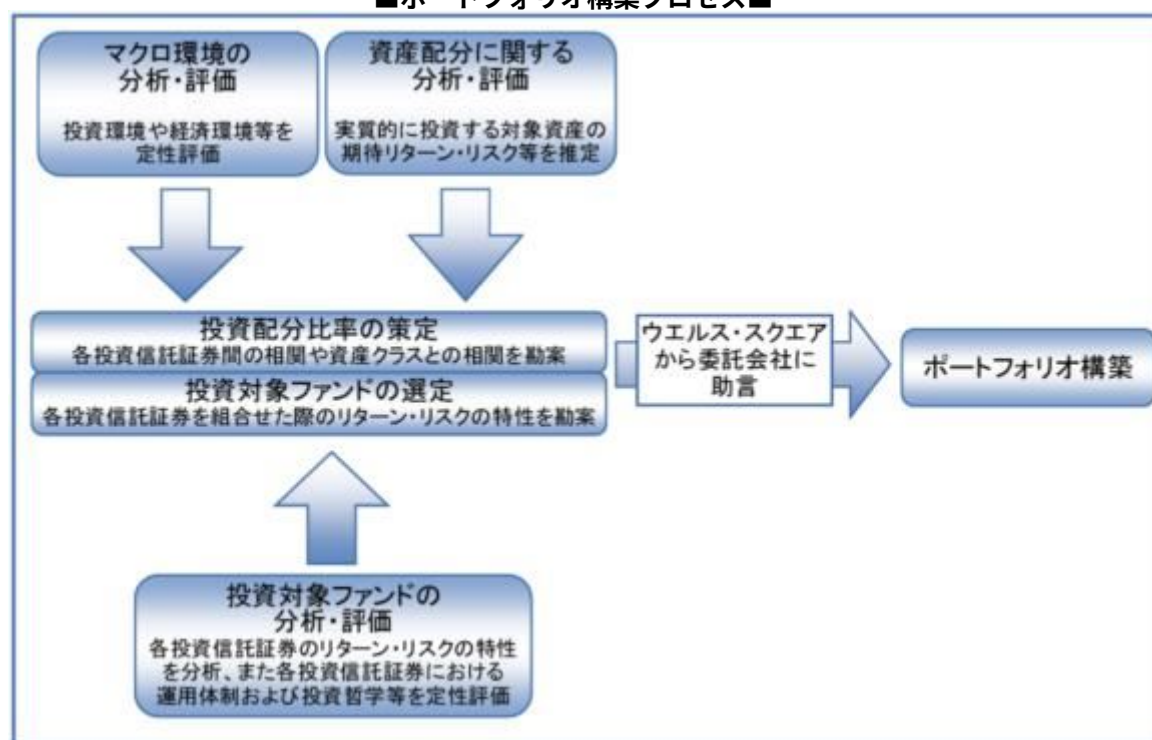
- 世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。
  - ◆世界各国の株式を投資対象とする円建てあるいは外貨建ての上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。
  - ◆投資する投資信託証券については実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの、もしくはこれら

に類するもの、いずれにも投資できるものとします。

- 投資信託証券への投資にあたっては、株式会社ウエルス・スクエア（ウエルス・スクエア）からの助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案して指定投資信託証券の選定および投資信託証券への配分比率の決定を行ないます。

- ◆ウエルス・スクエアはポートフォリオの構築にあたり、投資信託証券の期待リターンやリスク水準等の定量分析および投資環境等の定性判断等に基づき、投資配分比率に関する助言（為替に関連する各種指標等も勘案します。）を行ないます。
- ◆組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ◆指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。なお、指定投資信託証券の見直しにあたり、投資信託証券においてデリバティブ取引および為替予約取引を活用する場合には、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で実質的に活用するものに限り指定することとします。

### ■ポートフォリオ構築プロセス■



\*上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

- 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

- ◆投資信託証券への投資を通じて、実質的な世界各国の株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)の組入れが高位となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

### (参考) ウエルス・スクエアについて

#### ■ウエルス・スクエアの概要■

- ◆株式会社ウエルス・スクエアは、野村グループの資産運用会社で、主にファンドラップの投資運用サービス等の提供を行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## （２）投資対象

### ＜更新後＞

世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

◆ファンドは、以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

| 指定投資信託証券                                              |
|-------------------------------------------------------|
| 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド                               |
| 野村オール海外ストック最小分散ポートフォリオ マザーファンド                        |
| 野村グローバル株IPストラテジー マザーファンド                              |
| 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド                                     |
| NEXT FUNDS NASDAQ-100 <sup>(R)</sup> （為替ヘッジなし）連動型上場投信 |
| インベスコ QQQ信託シリーズ1＜外国籍投資信託＞                             |
| インベスコ NASDAQ 100 ETF＜外国籍投資信託＞                         |
| iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット（除く中国）ETF＜外国籍投資信託＞            |
| バンガード・バリューETF＜外国籍投資信託＞                                |
| 新興国株式マザーファンド                                          |

※上記は2023年12月18日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

### ①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 有価証券
  - 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
  - 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 為替手形

### ②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

### ③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、2023年12月18日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

## 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

### (A) ファンドの特色

外国の株式を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

### (B) 信託期間

無期限（設定日：2002年2月22日）

### (C) ファンドの関係法人

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |



**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**野村オール海外ストック最小分散ポートフォリオ マザーファンド****(A) ファンドの特色**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2016年9月29日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ①株式への投資にあたっては、財務リスク・流動性等を考慮し、投資候補銘柄を選定した上で定量モデルにより最適化を行ない、ポートフォリオのボラティリティを最小化することを目指します。
- ②ポートフォリオの最適化にあたっては、国別配分、業種配分、投資銘柄数、個別銘柄への投資比率、取引コスト等を勘案します。
- ③効率的な運用を行なうため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
- ④株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**野村グローバル株IPストラテジー マザーファンド****(A) ファンドの特色**

日本を含む世界各国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2014年6月17日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

**(1) 投資対象**

日本を含む世界各国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ①株式への投資にあたっては、企業の収益力と当該企業が行なう投資の関係に着目した独自の評価尺度を用いて銘柄の魅力度評価を行ない、投資候補銘柄を選別します。
- ②ポートフォリオの構築にあたっては、当該投資候補銘柄について、時価総額、流動性、財務リスク等を勘案して組入銘柄および組入比率を決定します。
- ③株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**外国株式為替ヘッジ型マザーファンド****(A) ファンドの特色**

外国の株式を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの、ヘッジコストを考慮して円換算した時価総額株価指数です。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2007年2月1日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等**

**(1) 投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
- ④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**NEXT FUNDS NASDAQ-100<sup>(R)</sup> (為替ヘッジなし) 連動型上場投信****(A) ファンドの特色**

NASDAQ-100指数（以下「対象株価指数」といいます。）に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

**(B) 信託期間**

無期限（2010年8月13日設定）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

**(D) 管理報酬等****<信託報酬>**

信託報酬の総額は、①により計算した額に、②により計算した額を加えて得た額とします。

- ① 信託財産の純資産総額に年0.20%(税抜)以内で委託者が定める率（2023年10月30日現在、年0.20%（税抜））を乗じて得た額とします。
- ② 信託財産に属する有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の40%(税抜)以内の額。

**<その他費用>**

①ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（これに類するものを含みます。以下「商標使用料等」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料等に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金

額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

## (E) 投資方針等

### (1) 投資対象

対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。なお、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引の買建ておよび外国為替予約取引の利用を行なうことができます。

### (2) 投資態度

- ①主として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。
- ②当初設定時および追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。
- ③米ドルのエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。なお、米ドルのエクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜利用する場合があります。また、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、当該取引は為替相場等の変動リスクを減じる目的で行ないます。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に、株価指数先物取引の買建ておよび対象株価指数に連動することを目的として運用される投資信託証券の組入れを行なうことができます。なお、当該先物取引は投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。
- ⑥一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。
- ⑦上記のほか、次の場合には、信託財産の構成を調整するための運用指図を行なうことがあります。
  - イ、対象株価指数の計算方法が変更された場合または当該変更が公表された場合
  - ロ、対象株価指数における、その採用銘柄の変更もしくは資本異動等による対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合または当該変更もしくは修正が公表された場合
  - ハ、イおよびロのほか、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持する等のために必要な場合
- ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (3) 主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## インベスコ QQQ信託シリーズ1

### (A) ファンドの特色

外国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

### (B) 信託期間

無期限（設定日：1999年3月4日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係     | 名称                          |
|--------|-----------------------------|
| 投資顧問会社 | インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー |
| 受託会社   | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン         |

**(D) 管理報酬等**

管理報酬は純資産総額の0.20%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

①主として外国の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②対象指数のリバランスがあった場合には、適宜ポートフォリオをリバランスします。

③同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率<sup>※</sup>が150%以上になった場合は、下記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を日次ベースで調整します。

※[乖離率] = [同一株式への投資割合] ÷ [対象指数における同一株式の組入比率] - 1

| ファンドの純資産                    | 投資割合（対純資産）の許容誤差 |
|-----------------------------|-----------------|
| \$25,000,000以下              | 0.25%           |
| \$25,000,000-\$99,999,999   | 0.20%           |
| \$100,000,000-\$499,999,999 | 0.10%           |
| \$500,000,000-\$999,999,999 | 0.05%           |
| \$1,000,000,000以上           | 0.02%           |

④同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率<sup>※</sup>が100%以上になった場合は、上記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を月次ベースで調整します。

⑤市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

①本トラスは1940年投資信託法に準拠するユニット・インベストメント・トラストとして設立されているため、対象指数の構成銘柄の組み入れ比率を維持するための売買のみを行います。先物取引等のデリバティブ取引は活用しません。

**インベスコ NASDAQ 100 ETF****(A) ファンドの特色**

米国内外の企業の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2020年10月13日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係                 | 名称                          |
|--------------------|-----------------------------|
| 投資顧問会社             | インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー |
| 保管受託銀行<br>管理事務代行会社 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン         |

**(D) 管理報酬等**

管理報酬は純資産総額の0.15%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

米国内外の企業の株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① 主として米国内外の企業の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 原則として、ファンドの総資産の90%以上を対象指数構成銘柄に投資し、完全法でポートフォリオを構築します。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 原則として、現物コモディティや不動産への投資は行いません。

**iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット (除く中国) ETF****(A) ファンドの特色**

中国を除く新興国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI エマージング・マーケット（除く中国）・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2017年7月18日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係     | 名称                            |
|--------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ          |
| 受託会社   | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |

**(D) 管理報酬等**

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

中国を除く新興国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① ファンドは、中国を除く新興国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

**バンガード・バリューETF**

**(A) ファンドの特色**

米国の大型バリューストックを主要投資対象とし、CRSP USラージキャップ・バリューストック・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

**(B) 信託期間**

無期限（設定日：2004年1月30日）

**(C) ファンドの関係法人**

| 関係     | 名称                            |
|--------|-------------------------------|
| 投資顧問会社 | ザ・バンガード・グループ・インク              |
| 保管銀行   | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |

**(D) 管理報酬等**

2023年10月末現在の経費率は0.04%です。

経費率とは、ファンドの平均資産残高に対する、運用その他の経費の比率（%）です。原則として毎年決算日に見直され、変動します。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

米国の大型バリューストックを主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① 主として米国の大型バリューストックに投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 対象指数を構成する株式に資産の全てもしくは実質的に資産の全てを投資することにより、対象指数に連動する投資成果を目指します。各銘柄の保有比率は対象指数の構成比とほぼ同一とします。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。
- ② 対象指数の構成比に近づくために必要な場合を除き、主要な事業活動が同一もしくは同一業界の発行体への集中投資は行ないません。
- ③ 投機目的または投資収益にレバレッジをかける目的でのデリバティブの利用を行ないません。
- ④ 以下については米国1940年投資会社法あるいはSEC等のファンドを監督する監督機関の定めるルールに従います。
  - (i) 資金借り入れ
  - (ii) コモディティ
  - (iii) ローン
  - (iv) 優先証券

**新興国株式マザーファンド****(A) ファンドの特色**

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）<sup>※</sup>の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

※ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）は、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

**(B) 信託期間**

無期限（2008年6月20日設定）



**(C) ファンドの関係法人**

| 関係   | 名称               |
|------|------------------|
| 委託会社 | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 | 野村信託銀行株式会社       |

**(D) 管理報酬等**

委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受取しません。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

**(E) 投資方針等****(1) 投資対象**

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

**(2) 投資態度**

- ① 新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 主な投資制限**

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

**■指数について■**

**※MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックス**

MSCI-KOKUSAI指数、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc.、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

**※NASDAQ-100指数**

当ファンドは、Nasdaq, Inc.（以下、Nasdaqといいます）およびその関連会社（以下、「許諾者ら」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。許諾者らは、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。許諾者らは、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、Nasdaq-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。

許諾者らと野村アセットマネジメント株式会社（以下、「被許諾者」）との関係は、Nasdaq<sup>(R)</sup>、NASDAQ-100<sup>(R)</sup>、NASDAQ-100 INDEX<sup>(R)</sup>の登録商標ならびに許諾者らの一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、被許諾

者または当ファンドとは無関係に、Nasdaqが決定、構築および算出を行なうNasdaq-100 Indexの使用を許諾することに限られます。Nasdaqは、Nasdaq-100 Indexの決定、構築および計算に関し、野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。許諾者らは、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。

許諾者らは、Nasdaq-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。許諾者らは、Nasdaq-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、被許諾者、当ファンドの保有者またはその他のいかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。許諾者らは、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNasdaq-100 Index<sup>(R)</sup>またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、許諾者らは、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

#### ※NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）

Nasdaqとのライセンス契約に基づき、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（以下、インベスコ）は当ファンドの構成を決定するための基準として当該指数を使用すること、および、当ファンドと関連して、Nasdaqの特定の商品名、商標、サービスマークを使用することの許諾を得ています。当該ライセンス契約は当ファンドの受益者の同意なく変更されることがあります。

当該ライセンス契約に基づき、インベスコは指数および特定の商標・サービスマークの使用に対してNasdaqに年間のライセンスフィーを支払います。ライセンスフィーは四半期毎に当ファンドの純資産の0.09%未満の額が支払われます。ライセンスフィーはファンドの純資産の額に基づきより低くなる可能性があります。インベスコは通常ライセンスフィーをファンド内から支払います。

当ファンド、受託会社、販売会社、DTC、当ファンドの受益者のいずれも、上記のライセンス契約のもとでいかなる権限もなく、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ Share<sup>SM</sup>」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ Shares<sup>SM</sup>」、「Invesco QQQ Trust<sup>SM</sup>」の商標・サービスマークを使用することや、信託契約で定められている等、特に記載されている場合を除き、当該指数を使用する権限はありません。

当該指数はインベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者と関係なく、Nasdaqによって決定、構成、計算されます。Nasdaqは指数の決定、構成、計算する権限、および、将来、指数の決定、構成、計算方法を修正する権限を持っています。

当ファンドはNasdaqおよびその関連会社（以下、「Nasdaq等」と総称します。）によって、支援、推奨、販売、販売促進されるものではありません。Nasdaq等は当ファンドの合法性、適合性、もしくは、当ファンドに関する記述や開示の正確性、妥当性を認めるものではありません。Nasdaq等は 明示的にも黙示的にも、当ファンドの受益者や一般大衆に対して、一般的な証券もしくは特定の当ファンドに対する投資の当否、または、当該指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従する能力を保証するものではありません。Nasdaq等とインベスコとの関係は、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ Share<sup>SM</sup>」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ Shares<sup>SM</sup>」、「Invesco QQQ Trust<sup>SM</sup>」の商標・サービスマークの使用許諾、および、インベスコや当ファンドと関係なくNasdaqによって決定、構成、計算される当該指数の使用に限られます。Nasdaq等は当該指数の決定、構成、計算において、インベスコや当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq等は当ファンドの発行のタイミング、評価、金額の決定や、現金との交換の計算式の決定に関与せず、責任を負いません。Nasdaq等は当ファンドの管理、販売、売買に関して一切責任を負いません。

Nasdaq等は当該指数、指数の計算や指数の構成の決定に使用されるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではありません。Nasdaq等は指数の計算の継続性、適時性、指数の提供を保証するものではありません。Nasdaq等はそれらに関するいかなる間違い、欠落、停止に対しても一切責任を負いません。Nasdaq等は当該指数が過去、現在、将来の市場のパフォーマンスを正確に反映していることを保証するものではありません。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、インベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。Nasdaq等は明示

的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、一切の明言、保証を行わず、当ファンドに関して一切責任を負いません。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq等は逸失利益、もしくは間接的、懲罰的、特別的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知させていたとしても、一切責任を負いません。

インベスコは当該指数や、指数に含まれるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではなく、それらに関するいかなる間違い、欠落、修正、再計算、停止に対して一切責任を負いません。インベスコは明示または黙示を問わず、当ファンド、当ファンドの保有者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。インベスコは明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。

上記に限らず、いかなる場合においても、インベスコは当該指数の使用に起因して発生するいかなる特別的、懲罰的、直接的、間接的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知されていたとしても、一切責任を負いません。

#### ※MSCI エマージング・マーケット（除く中国）・インデックス

「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ています。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行なうものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

#### ※CRSP USラージキャップ・バリュース・インデックス

CRSP USラージキャップ・バリュース・インデックスは、シカゴ大学証券価格調査センター（CRSP）が開発した指数であり、米国大型バリュース株市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はCRSPに帰属します。

### 3投資リスク

<更新後>

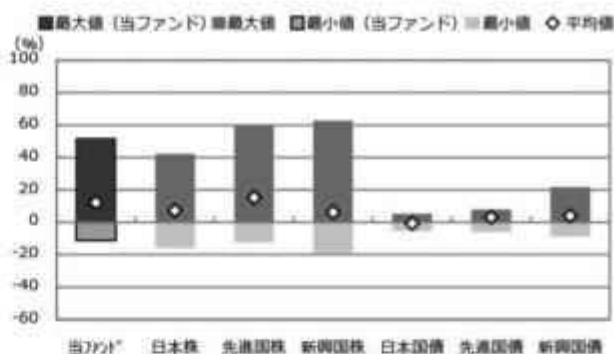
## リスクの定量的比較

(2018年11月末～2023年10月末:月次)

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



## 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



|         | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 51.7   | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 7.9   | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 11.2 | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 12.3   | 7.2    | 15.2   | 6.3    | △ 0.6 | 3.1   | 3.9   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年11月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2018年11月から2023年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」)といふ。の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といふ。の)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」といふ)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファIRMーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」といふ)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」といふ)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4 手数料等及び税金

## (3) 信託報酬等

## ＜更新後＞

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.935% (税抜年

0.85%) 以内（2023年12月18日現在、年0.528%（税抜年0.48%））の率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

| ＜委託会社＞ | ＜販売会社＞ | ＜受託会社＞ |
|--------|--------|--------|
| 年0.40% | 年0.05% | 年0.03% |

＊上記配分は、2023年12月18日現在の信託報酬率における配分です。

◆ファンドが指定投資信託証券を通じてETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていなかったため記載することができません。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

| 実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値 |
|----------------------|
| 0.60%±0.05%程度        |

＊ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります。これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2023年12月18日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

#### 《支払先の役務の内容》

| ＜委託会社＞                                     | ＜販売会社＞                                       | ＜受託会社＞                      |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

#### （４）その他の手数料等

##### ＜更新後＞

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額<sup>※</sup>をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%以内（2023年12月18日現在0.15%）の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## （５）課税上の取扱い

### ＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

#### ■個人、法人別の課税について■

#### ◆個人の投資家に対する課税

##### ＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

##### ＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

### 《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

| 《利子所得》                                         | 《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>（注2）</sup>                | 《配当所得》                      |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------|
| ・特定公社債 <sup>（注1）</sup> の利子<br>・公募公社債投資信託の収益分配金 | 特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の<br>・譲渡益<br>・譲渡損 | ・上場株式の配当<br>・公募株式投資信託の収益分配金 |

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。ファンドは、2024年1月1日以降のNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。（2023年10月末現在）

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収<sup>※</sup>が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### ■換金（解約）時および償還時の課税について■

#### [個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益<sup>※</sup>については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### [法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### ■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### ■分配金の課税について■

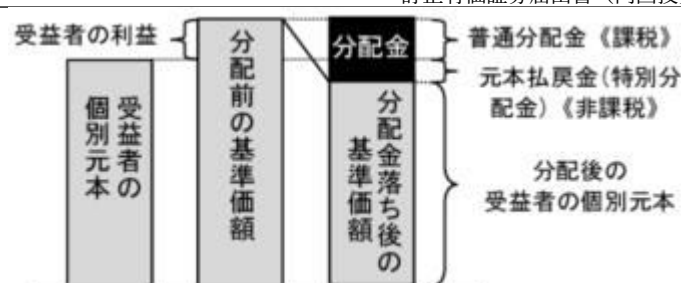
◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。





②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2023年10月末現在）が変更になる場合があります。

## 5 運用状況

以下は2023年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### （1）投資状況

| 資産の種類              | 国／地域 | 時価合計（円）        | 投資比率（％） |
|--------------------|------|----------------|---------|
| 投資信託受益証券           | アメリカ | 6,752,684,635  | 12.82   |
| 親投資信託受益証券          | 日本   | 45,631,286,190 | 86.64   |
| 現金・預金・その他資産（負債控除後） | —    | 280,690,391    | 0.53    |
| 合計（純資産総額）          |      | 52,664,661,216 | 100.00  |

### （2）投資資産

#### ①投資有価証券の主要銘柄

| 順位 | 国／地域 | 種類        | 銘柄名                            | 数量            | 簿価単価（円） | 簿価金額（円）        | 評価単価（円）   | 評価金額（円）        | 投資比率（％） |
|----|------|-----------|--------------------------------|---------------|---------|----------------|-----------|----------------|---------|
| 1  | 日本   | 親投資信託受益証券 | 外国株式MSCIーKOKUSAIマザーファンド        | 7,093,132,798 | 4.6653  | 33,092,283,837 | 5.3124    | 37,681,558,676 | 71.54   |
| 2  | 日本   | 親投資信託受益証券 | 新興国株式マザーファンド                   | 1,910,741,460 | 1.5751  | 3,009,762,619  | 1.6642    | 3,179,855,937  | 6.03    |
| 3  | 日本   | 親投資信託受益証券 | 野村グローバル株IPストラテジー マザーファンド       | 819,908,001   | 3.0469  | 2,498,177,689  | 3.2370    | 2,654,042,199  | 5.03    |
| 4  | アメリカ | 投資信託受益証券  | バンガード・バリュETF                   | 130,700       | 21,175  | 2,767,585,740  | 19,910.24 | 2,602,269,244  | 4.94    |
| 5  | アメリカ | 投資信託受益証券  | インベスコ NASDAQ 100 ETF           | 97,700        | 22,782  | 2,225,896,406  | 21,480.10 | 2,098,605,936  | 3.98    |
| 6  | アメリカ | 投資信託受益証券  | インベスコ QQQ信託シリーズ1               | 39,300        | 46,481  | 1,826,709,741  | 52,208.89 | 2,051,809,455  | 3.89    |
| 7  | 日本   | 親投資信託受益証券 | 野村オール海外ストック最小分散ポートフォリオ マザーファンド | 540,978,759   | 1.9791  | 1,070,701,646  | 1.9766    | 1,069,298,615  | 2.03    |
| 8  | 日本   | 親投資信託受益証券 | 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド              | 415,471,342   | 2.5502  | 1,059,562,486  | 2.5189    | 1,046,530,763  | 1.98    |

#### 種類別及び業種別投資比率

| 種類       | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 12.82   |

|           |       |
|-----------|-------|
| 親投資信託受益証券 | 86.64 |
| 合 計       | 99.46 |

## ②投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## （３）運用実績

### ①純資産の推移

2023年10月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

|        |               | 純資産総額（百万円） |        | 1口当たり純資産額(円) |        |
|--------|---------------|------------|--------|--------------|--------|
|        |               | (分配落)      | (分配付)  | (分配落)        | (分配付)  |
| 第1計算期間 | (2017年 3月29日) | 170        | 170    | 1.1069       | 1.1069 |
| 第2計算期間 | (2018年 3月29日) | 1,150      | 1,150  | 1.1836       | 1.1841 |
| 第3計算期間 | (2019年 3月29日) | 3,386      | 3,387  | 1.2727       | 1.2732 |
| 第4計算期間 | (2020年 3月30日) | 6,527      | 6,530  | 1.1074       | 1.1079 |
| 第5計算期間 | (2021年 3月29日) | 12,091     | 12,094 | 1.7176       | 1.7181 |
| 第6計算期間 | (2022年 3月29日) | 34,564     | 34,572 | 2.0852       | 2.0857 |
| 第7計算期間 | (2023年 3月29日) | 44,984     | 44,996 | 1.9509       | 1.9514 |
|        | 2022年10月末日    | 46,273     | —      | 2.0946       | —      |
|        | 11月末日         | 45,520     | —      | 2.0355       | —      |
|        | 12月末日         | 43,420     | —      | 1.9182       | —      |
|        | 2023年 1月末日    | 44,936     | —      | 1.9843       | —      |
|        | 2月末日          | 46,280     | —      | 2.0283       | —      |
|        | 3月末日          | 46,729     | —      | 2.0256       | —      |
|        | 4月末日          | 47,419     | —      | 2.0706       | —      |
|        | 5月末日          | 49,782     | —      | 2.1646       | —      |
|        | 6月末日          | 52,653     | —      | 2.3252       | —      |
|        | 7月末日          | 51,950     | —      | 2.3649       | —      |
|        | 8月末日          | 53,174     | —      | 2.3952       | —      |
|        | 9月末日          | 53,263     | —      | 2.3399       | —      |
|        | 10月末日         | 52,664     | —      | 2.2633       | —      |

### ②分配の推移

|        | 計算期間                    | 1口当たりの分配金 |
|--------|-------------------------|-----------|
| 第1計算期間 | 2016年10月20日～2017年 3月29日 | 0.0000円   |
| 第2計算期間 | 2017年 3月30日～2018年 3月29日 | 0.0005円   |
| 第3計算期間 | 2018年 3月30日～2019年 3月29日 | 0.0005円   |
| 第4計算期間 | 2019年 3月30日～2020年 3月30日 | 0.0005円   |
| 第5計算期間 | 2020年 3月31日～2021年 3月29日 | 0.0005円   |
| 第6計算期間 | 2021年 3月30日～2022年 3月29日 | 0.0005円   |
| 第7計算期間 | 2022年 3月30日～2023年 3月29日 | 0.0005円   |

## ③収益率の推移

|          | 計算期間                    | 収益率    |
|----------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間   | 2016年10月20日～2017年 3月29日 | 10.7%  |
| 第2計算期間   | 2017年 3月30日～2018年 3月29日 | 7.0%   |
| 第3計算期間   | 2018年 3月30日～2019年 3月29日 | 7.6%   |
| 第4計算期間   | 2019年 3月30日～2020年 3月30日 | △12.9% |
| 第5計算期間   | 2020年 3月31日～2021年 3月29日 | 55.1%  |
| 第6計算期間   | 2021年 3月30日～2022年 3月29日 | 21.4%  |
| 第7計算期間   | 2022年 3月30日～2023年 3月29日 | △6.4%  |
| 第8期（中間期） | 2023年 3月30日～2023年 9月29日 | 19.9%  |

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## （４）設定及び解約の実績

|          | 計算期間                    | 設定口数           | 解約口数          | 発行済み口数         |
|----------|-------------------------|----------------|---------------|----------------|
| 第1計算期間   | 2016年10月20日～2017年 3月29日 | 158,816,877    | 4,980,837     | 153,836,040    |
| 第2計算期間   | 2017年 3月30日～2018年 3月29日 | 1,017,976,420  | 200,143,813   | 971,668,647    |
| 第3計算期間   | 2018年 3月30日～2019年 3月29日 | 1,997,709,399  | 308,699,938   | 2,660,678,108  |
| 第4計算期間   | 2019年 3月30日～2020年 3月30日 | 4,126,146,395  | 892,702,449   | 5,894,122,054  |
| 第5計算期間   | 2020年 3月31日～2021年 3月29日 | 3,419,494,620  | 2,274,022,604 | 7,039,594,070  |
| 第6計算期間   | 2021年 3月30日～2022年 3月29日 | 11,569,524,550 | 2,032,630,881 | 16,576,487,739 |
| 第7計算期間   | 2022年 3月30日～2023年 3月29日 | 9,517,537,852  | 3,035,993,213 | 23,058,032,378 |
| 第8期（中間期） | 2023年 3月30日～2023年 9月29日 | 3,338,107,856  | 3,632,737,849 | 22,763,402,385 |

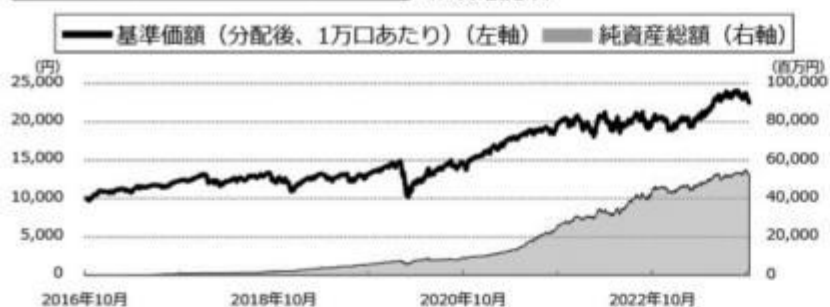
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 《参考情報》

## ＜更新後＞

**運用実績**（2023年10月31日現在）**基準価額・純資産の推移**

（日次：設定来）

**分配の推移**

（1万口あたり、課税前）

|         |      |
|---------|------|
| 2023年3月 | 5 円  |
| 2022年3月 | 5 円  |
| 2021年3月 | 5 円  |
| 2020年3月 | 5 円  |
| 2019年3月 | 5 円  |
| 設定来累計   | 30 円 |

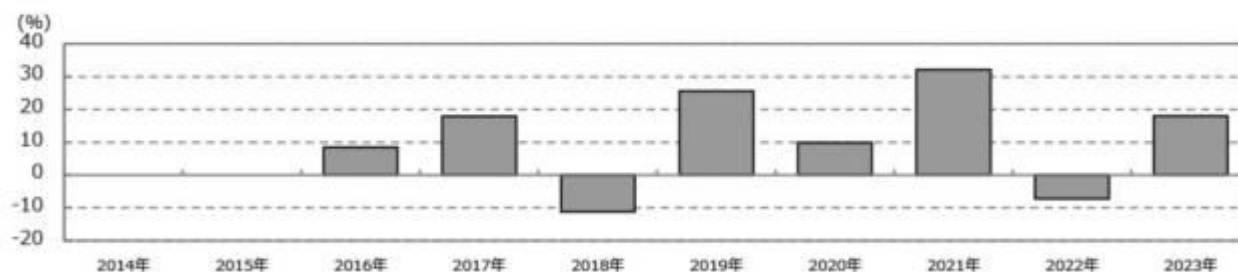
**主要な資産の状況**

銘柄別投資比率（上位）

| 順位 | 銘柄                             | 投資比率（%） |
|----|--------------------------------|---------|
| 1  | 外国株式MSCI-KOKUSAMザーファンド         | 71.5    |
| 2  | 新興国株式マザーファンド                   | 6.0     |
| 3  | 野村グローバル株IPストラテジー マザーファンド       | 5.0     |
| 4  | バンガード・バリューETF                  | 4.9     |
| 5  | インベスコ NASDAQ 100 ETF           | 4.0     |
| 6  | インベスコ QQQ信託シリーズ1               | 3.9     |
| 7  | 野村オール海外ストック最小分散ポートフォリオ マザーファンド | 2.0     |
| 8  | 外国株式為替ヘッジ型マザーファンド              | 2.0     |

**年間収益率の推移**

（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2016年は設定日（2016年10月20日）から年末までの収益率。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

**第2【管理及び運営】****1 申込（販売）手続等**

## &lt;訂正前&gt;

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

## (1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

## (2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

## (3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日または申込日の翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

## (4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

## (5) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

## (6) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

## (7) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

## (8) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日または申込日の翌営業日が、ニューヨーク証券取引所の休場日と同日の場合

(4)販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

**<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時**

**インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>**

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 第3【ファンドの経理状況】

## ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(2023年3月30日から2023年9月29日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式

## (1) 中間貸借対照表

| (単位：円)          |                        |                               |
|-----------------|------------------------|-------------------------------|
|                 | 第7期<br>(2023年 3月29日現在) | 第8期中間計算期間末<br>(2023年 9月29日現在) |
| 資産の部            |                        |                               |
| 流動資産            |                        |                               |
| 預金              | 104,571                | 17,818,344                    |
| コール・ローン         | 394,179,982            | 333,031,816                   |
| 投資信託受益証券        | 5,014,146,128          | 7,930,556,591                 |
| 親投資信託受益証券       | 39,719,549,904         | 44,743,368,797                |
| 未収入金            | -                      | 460,140,400                   |
| 未収配当金           | 12,373,692             | 4,441,163                     |
| 流動資産合計          | 45,140,354,277         | 53,489,357,111                |
| 資産合計            | 45,140,354,277         | 53,489,357,111                |
| 負債の部            |                        |                               |
| 流動負債            |                        |                               |
| 未払収益分配金         | 11,529,016             | -                             |
| 未払解約金           | 29,335,491             | 90,809,509                    |
| 未払受託者報酬         | 7,307,198              | 8,369,640                     |
| 未払委託者報酬         | 106,520,982            | 125,544,654                   |
| 未払利息            | 191                    | 652                           |
| その他未払費用         | 730,658                | 836,903                       |
| 流動負債合計          | 155,423,536            | 225,561,358                   |
| 負債合計            | 155,423,536            | 225,561,358                   |
| 純資産の部           |                        |                               |
| 元本等             |                        |                               |
| 元本              | 23,058,032,378         | 22,763,402,385                |
| 剰余金             |                        |                               |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△） | 21,926,898,363         | 30,500,393,368                |
| （分配準備積立金）       | 5,818,381,604          | 4,955,404,450                 |
| 元本等合計           | 44,984,930,741         | 53,263,795,753                |
| 純資産合計           | 44,984,930,741         | 53,263,795,753                |
| 負債純資産合計         | 45,140,354,277         | 53,489,357,111                |

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

| (単位：円)    |                                             |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
|           | 第7期中間計算期間<br>自 2022年 3月30日<br>至 2022年 9月29日 | 第8期中間計算期間<br>自 2023年 3月30日<br>至 2023年 9月29日 |
| 営業収益      |                                             |                                             |
| 受取配当金     | 28,816,365                                  | 36,222,878                                  |
| 受取利息      | 170                                         | 16,805                                      |
| 有価証券売買等損益 | △2,785,408,222                              | 8,224,691,199                               |
| 為替差損益     | 496,303,937                                 | 714,583,153                                 |



|                                           | 第7期中間計算期間<br>自 2022年 3月30日<br>至 2022年 9月29日 | 第8期中間計算期間<br>自 2023年 3月30日<br>至 2023年 9月29日 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 営業収益合計                                    | △2,260,287,750                              | 8,975,514,035                               |
| 営業費用                                      |                                             |                                             |
| 支払利息                                      | 41,527                                      | 134,021                                     |
| 受託者報酬                                     | 6,013,200                                   | 8,369,640                                   |
| 委託者報酬                                     | 88,014,866                                  | 125,544,654                                 |
| その他費用                                     | 644,219                                     | 931,019                                     |
| 営業費用合計                                    | 94,713,812                                  | 134,979,334                                 |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | △2,355,001,562                              | 8,840,534,701                               |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | △2,355,001,562                              | 8,840,534,701                               |
| 中間純利益又は中間純損失（△）                           | △2,355,001,562                              | 8,840,534,701                               |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△） | △53,951,084                                 | 964,418,221                                 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | 17,988,184,843                              | 21,926,898,363                              |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 5,719,789,503                               | 4,184,003,760                               |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 5,719,789,503                               | 4,184,003,760                               |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 1,742,898,565                               | 3,486,625,235                               |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 1,742,898,565                               | 3,486,625,235                               |
| 分配金                                       | -                                           | -                                           |
| 中間剰余金又は中間欠損金（△）                           | 19,664,025,303                              | 30,500,393,368                              |

## (3) 中間注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                        |                                                                                                                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | 投資信託受益証券<br>原則として時価で評価しております。<br>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。<br>市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。<br>親投資信託受益証券<br>基準価額で評価しております。 |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。                                                                                                      |
| 3. 費用・収益の計上基準          | 受取配当金<br>原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。<br>有価証券売買等損益<br>約定日基準で計上しております。<br>為替差損益<br>約定日基準で計上しております。       |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                         |
| 5. その他                 | 当ファンドの中間計算期間は、2023年 3月30日から2023年 9月29日までとなっております。                                                                                                                        |

## (中間貸借対照表に関する注記)

| 第7期<br>2023年 3月29日現在                                                          | 第8期中間計算期間末<br>2023年 9月29日現在                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数<br>23,058,032,378口                                       | 1. 中間計算期間の末日における受益権の総数<br>22,763,402,385口                                       |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 1.9509円<br>(10,000口当たり純資産額) (19,509円) | 2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 2.3399円<br>(10,000口当たり純資産額) (23,399円) |

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

| 第7期<br>2023年 3月29日現在                                                        | 第8期中間計算期間末<br>2023年 9月29日現在                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額<br>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。 | 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額<br>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。 |
| 2. 時価の算定方法                                                                  | 2. 時価の算定方法                                                                        |

|                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>親投資信託受益証券<br>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（その他の注記）

## 1 元本の移動

| 第7期<br>自 2022年 3月30日<br>至 2023年 3月29日 |                 | 第8期中間計算期間<br>自 2023年 3月30日<br>至 2023年 9月29日 |                 |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|-----------------|
| 期首元本額                                 | 16,576,487,739円 | 期首元本額                                       | 23,058,032,378円 |
| 期中追加設定元本額                             | 9,517,537,852円  | 期中追加設定元本額                                   | 3,338,107,856円  |
| 期中一部解約元本額                             | 3,035,993,213円  | 期中一部解約元本額                                   | 3,632,737,849円  |

## 2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 2 ファンドの現況

## 純資産額計算書

2023年10月31日現在

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| I 資産総額              | 52,750,028,500円 |
| II 負債総額             | 85,367,284円     |
| III 純資産総額（I－II）     | 52,664,661,216円 |
| IV 発行済口数            | 23,268,885,853口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 2.2633円         |

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1 委託会社等の概況

＜更新後＞

###### (1) 資本金の額

2023年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### 2 事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2023年9月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。 )。

| 種類         | 本数    | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託  | 1,011 | 45,214,425 |
| 単位型株式投資信託  | 182   | 672,336    |
| 追加型公社債投資信託 | 14    | 6,751,050  |
| 単位型公社債投資信託 | 472   | 989,018    |
| 合計         | 1,679 | 53,626,829 |

##### 3 委託会社等の経理状況

＜更新後＞

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

## (1) 貸借対照表

|          |          | 前事業年度<br>(2022年3月31日) |         | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |         |
|----------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分       | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |         | 金額(百万円)               |         |
| (資産の部)   |          |                       |         |                       |         |
| 流動資産     |          |                       |         |                       |         |
| 現金・預金    |          |                       | 2,006   |                       | 1,865   |
| 金銭の信託    |          |                       | 35,894  |                       | 42,108  |
| 有価証券     |          |                       | 29,300  |                       | 21,900  |
| 前払金      |          |                       | 11      |                       | 11      |
| 前払費用     |          |                       | 454     |                       | 775     |
| 未収入金     |          |                       | 694     |                       | 1,775   |
| 未収委託者報酬  |          |                       | 27,176  |                       | 26,116  |
| 未収運用受託報酬 |          |                       | 4,002   |                       | 3,780   |
| 短期貸付金    |          |                       | 1,835   |                       | 1,001   |
| 未収還付法人税等 |          |                       | -       |                       | 2,083   |
| その他      |          |                       | 57      |                       | 84      |
| 貸倒引当金    |          |                       | △15     |                       | △15     |
| 流動資産計    |          |                       | 101,417 |                       | 101,486 |
| 固定資産     |          |                       |         |                       |         |
| 有形固定資産   |          |                       | 1,744   |                       | 1,335   |
| 建物       | ※ 2      | 1,219                 |         | 906                   |         |
| 器具備品     | ※ 2      | 525                   |         | 428                   |         |
| 無形固定資産   |          |                       | 5,210   |                       | 5,563   |
| ソフトウェア   |          | 5,209                 |         | 5,562                 |         |
| その他      |          | 0                     |         | 0                     |         |
| 投資その他の資産 |          |                       | 16,067  |                       | 16,336  |
| 投資有価証券   |          | 2,201                 |         | 1,793                 |         |
| 関係会社株式   |          | 9,214                 |         | 10,025                |         |
| 長期差入保証金  |          | 443                   |         | 520                   |         |
| 長期前払費用   |          | 13                    |         | 10                    |         |
| 前払年金費用   |          | 1,297                 |         | 1,553                 |         |
| 繰延税金資産   |          | 2,784                 |         | 2,340                 |         |
| その他      |          | 112                   |         | 92                    |         |
| 固定資産計    |          |                       | 23,023  |                       | 23,235  |
| 資産合計     |          |                       | 124,440 |                       | 124,722 |

|         |          | 前事業年度<br>(2022年3月31日) |        | 当事業年度<br>(2023年3月31日) |        |
|---------|----------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)               |        | 金額(百万円)               |        |
| (負債の部)  |          |                       |        |                       |        |
| 流動負債    |          |                       |        |                       |        |
| 預り金     |          |                       | 120    |                       | 124    |
| 未払金     |          |                       | 17,615 |                       | 17,879 |
| 未払収益分配金 |          | 0                     |        | 0                     |        |
| 未払償還金   |          | 17                    |        | 57                    |        |
| 未払手数料   |          | 8,357                 |        | 8,409                 |        |
| 関係会社未払金 |          | 8,149                 |        | 8,911                 |        |

|              |     |        |         |        |         |
|--------------|-----|--------|---------|--------|---------|
| その他未払金       |     | 1,089  |         | 500    |         |
| 未払費用         | ※ 1 |        | 9,512   |        | 9,682   |
| 未払法人税等       |     |        | 1,319   |        | 1,024   |
| 前受収益         |     |        | 22      |        | 22      |
| 賞与引当金        |     |        | 4,416   |        | 3,635   |
| その他          |     |        | 121     |        | 46      |
| 流動負債計        |     |        | 33,127  |        | 32,414  |
| 固定負債         |     |        |         |        |         |
| 退職給付引当金      |     |        | 3,194   |        | 2,940   |
| 時効後支払損引当金    |     |        | 588     |        | 595     |
| 資産除去債務       |     |        | 1,123   |        | 1,123   |
| 固定負債計        |     |        | 4,905   |        | 4,659   |
| 負債合計         |     |        | 38,033  |        | 37,074  |
| (純資産の部)      |     |        |         |        |         |
| 株主資本         |     |        | 86,232  |        | 87,419  |
| 資本金          |     |        | 17,180  |        | 17,180  |
| 資本剰余金        |     |        | 13,729  |        | 13,729  |
| 資本準備金        |     | 11,729 |         | 11,729 |         |
| その他資本剰余金     |     | 2,000  |         | 2,000  |         |
| 利益剰余金        |     |        | 55,322  |        | 56,509  |
| 利益準備金        |     | 685    |         | 685    |         |
| その他利益剰余金     |     | 54,637 |         | 55,823 |         |
| 別途積立金        |     | 24,606 |         | 24,606 |         |
| 繰越利益剰余金      |     | 30,030 |         | 31,217 |         |
| 評価・換算差額等     |     |        | 174     |        | 229     |
| その他有価証券評価差額金 |     |        | 174     |        | 229     |
| 純資産合計        |     |        | 86,407  |        | 87,648  |
| 負債・純資産合計     |     |        | 124,440 |        | 124,722 |

## (2) 損益計算書

|         |          | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |         | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |         |
|---------|----------|----------------------------------------|---------|----------------------------------------|---------|
| 区分      | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |         | 金額(百万円)                                |         |
| 営業収益    |          |                                        |         |                                        |         |
| 委託者報酬   |          |                                        | 115,733 |                                        | 113,491 |
| 運用受託報酬  |          |                                        | 17,671  |                                        | 18,198  |
| その他営業収益 |          |                                        | 530     |                                        | 331     |
| 営業収益計   |          |                                        | 133,935 |                                        | 132,021 |
| 営業費用    |          |                                        |         |                                        |         |
| 支払手数料   |          |                                        | 39,087  |                                        | 38,684  |
| 広告宣伝費   |          |                                        | 804     |                                        | 1,187   |
| 公告費     |          |                                        | 0       |                                        | 0       |
| 調査費     |          |                                        | 26,650  |                                        | 29,050  |
| 調査費     |          | 4,867                                  |         | 6,045                                  |         |
| 委託調査費   |          | 21,783                                 |         | 23,004                                 |         |
| 委託計算費   |          |                                        | 1,384   |                                        | 1,363   |
| 営業雑経費   |          |                                        | 3,094   |                                        | 3,302   |
| 通信費     |          | 72                                     |         | 89                                     |         |

|           |  |       |        |       |        |
|-----------|--|-------|--------|-------|--------|
| 印刷費       |  | 918   |        | 903   |        |
| 協会費       |  | 79    |        | 83    |        |
| 諸経費       |  | 2,023 |        | 2,225 |        |
| 営業費用計     |  |       | 71,021 |       | 73,587 |
| 一般管理費     |  |       |        |       |        |
| 給料        |  |       | 12,033 |       | 11,316 |
| 役員報酬      |  | 229   |        | 226   |        |
| 給料・手当     |  | 7,375 |        | 7,752 |        |
| 賞与        |  | 4,427 |        | 3,337 |        |
| 交際費       |  |       | 47     |       | 78     |
| 寄付金       |  |       | 73     |       | 115    |
| 旅費交通費     |  |       | 65     |       | 283    |
| 租税公課      |  |       | 1,049  |       | 963    |
| 不動産賃借料    |  |       | 1,432  |       | 1,232  |
| 退職給付費用    |  |       | 1,212  |       | 829    |
| 固定資産減価償却費 |  |       | 2,525  |       | 2,409  |
| 諸経費       |  |       | 11,116 |       | 12,439 |
| 一般管理費計    |  |       | 29,556 |       | 29,669 |
| 営業利益      |  |       | 33,357 |       | 28,763 |

|              |          | 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日) |        | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日) |        |
|--------------|----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|
| 区分           | 注記<br>番号 | 金額(百万円)                                |        | 金額(百万円)                                |        |
| 営業外収益        |          |                                        |        |                                        |        |
| 受取配当金        | ※ 1      | 3,530                                  |        | 7,645                                  |        |
| 受取利息         |          | 10                                     |        | 45                                     |        |
| 為替差益         |          | -                                      |        | 49                                     |        |
| その他          |          | 1,268                                  |        | 637                                    |        |
| 営業外収益計       |          |                                        | 4,809  |                                        | 8,377  |
| 営業外費用        |          |                                        |        |                                        |        |
| 金銭の信託運用損     |          | 1,387                                  |        | 1,736                                  |        |
| 時効後支払損引当金繰入額 |          | 12                                     |        | 10                                     |        |
| 為替差損         |          | 23                                     |        | -                                      |        |
| その他          |          | 266                                    |        | 8                                      |        |
| 営業外費用計       |          |                                        | 1,689  |                                        | 1,755  |
| 経常利益         |          |                                        | 36,477 |                                        | 35,385 |
| 特別利益         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等売却益   |          | 26                                     |        | 10                                     |        |
| 株式報酬受入益      |          | 53                                     |        | 46                                     |        |
| 固定資産売却益      |          | 9                                      |        | -                                      |        |
| 資産除去債務履行差額   |          | 141                                    |        | -                                      |        |
| 特別利益計        |          |                                        | 230    |                                        | 57     |
| 特別損失         |          |                                        |        |                                        |        |
| 投資有価証券等売却損   |          | 0                                      |        | 16                                     |        |
| 関係会社株式評価損    |          | 727                                    |        | -                                      |        |
| 固定資産除却損      | ※ 2      | 374                                    |        | 52                                     |        |

|              |  |    |        |   |        |
|--------------|--|----|--------|---|--------|
| 資産除去債務履行差額   |  | 0  |        | - |        |
| 事務所移転費用      |  | 54 |        | - |        |
| 特別損失計        |  |    | 1,158  |   | 69     |
| 税引前当期純利益     |  |    | 35,549 |   | 35,374 |
| 法人税、住民税及び事業税 |  |    | 10,474 |   | 8,890  |
| 法人税等調整額      |  |    | 171    |   | 419    |
| 当期純利益        |  |    | 24,904 |   | 26,064 |

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,395  | 56,686  | 87,596  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △26,268 | △26,268 | △26,268 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 24,904  | 24,904  | 24,904  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | －      | －      | －        | －       | －     | －        | △1,364  | △1,364  | △1,364  |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 30,030  | 55,322  | 86,232  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 57           | 57         | 87,654  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              |              |            | △26,268 |
| 当期純利益               |              |            | 24,904  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 116          | 116        | 116     |
| 当期変動額合計             | 116          | 116        | △1,247  |
| 当期末残高               | 174          | 174        | 86,407  |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本   |        |          |         |       |          |         |         |         |
|---------------------|--------|--------|----------|---------|-------|----------|---------|---------|---------|
|                     | 資本金    | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金 |          |         |         | 株主資本合計  |
|                     |        | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |         | 利益剰余金合計 |         |
|                     |        |        |          |         |       | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |         |         |
| 当期首残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 30,030  | 55,322  | 86,232  |
| 当期変動額               |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 剰余金の配当              |        |        |          |         |       |          | △24,877 | △24,877 | △24,877 |
| 当期純利益               |        |        |          |         |       |          | 26,064  | 26,064  | 26,064  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |        |        |          |         |       |          |         |         |         |
| 当期変動額合計             | —      | —      | —        | —       | —     | —        | 1,186   | 1,186   | 1,186   |
| 当期末残高               | 17,180 | 11,729 | 2,000    | 13,729  | 685   | 24,606   | 31,217  | 56,509  | 87,419  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計   |
|---------------------|--------------|------------|---------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |         |
| 当期首残高               | 174          | 174        | 86,407  |
| 当期変動額               |              |            |         |
| 剰余金の配当              |              |            | △24,877 |
| 当期純利益               |              |            | 26,064  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 54           | 54         | 54      |
| 当期変動額合計             | 54           | 54         | 1,240   |
| 当期末残高               | 229          | 229        | 87,648  |

## [重要な会計方針]

|                     |                                                                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法  | (1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法<br><br>(2) その他有価証券<br>市場価格のない … 時価法<br>株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)<br><br>市場価格のない … 移動平均法による原価法<br>株式等 |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法                                                                                                                                                       |



|                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |    |    |      |       |      |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------|-------|------|-------|
| <p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>5. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>6. 引当金の計上基準</p> | <p>時価法</p> <p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>(1) 有形固定資産<br/>定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。<br/>主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="686 470 1037 582"> <tr> <td>建物</td><td>6年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>6～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産<br/>定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金<br/>一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金<br/>賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金<br/>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法<br/>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br/>確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。<br/>退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金<br/>時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> | 建物 | 6年 | 附属設備 | 6～15年 | 器具備品 | 4～15年 |
| 建物                                                                                                      | 6年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |    |      |       |      |       |
| 附属設備                                                                                                    | 6～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |
| 器具備品                                                                                                    | 4～15年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |      |       |      |       |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>① 委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>② 運用受託報酬</p> <p>運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>③ 成功報酬</p> <p>成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## [会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

## [会計方針の変更]

## (時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27－3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

## [未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

## [注記事項]

## ◇ 貸借対照表関係

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 前事業年度末<br>(2022年3月31日) | 当事業年度末<br>(2023年3月31日) |
|------------------------|------------------------|

|                                                                                           |                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,223百万円</p> | <p>※ 1. 関係会社に対する資産及び負債<br/>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p>未払費用 1,350百万円</p> |
| <p>※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 589百万円</p> <p>器具備品 618</p> <p>合計 1,207</p>          | <p>※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <p>建物 901百万円</p> <p>器具備品 657</p> <p>合計 1,559</p>          |

## ◇ 損益計算書関係

| 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日)                                              | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※ 1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 3,525百万円</p> | <p>※ 1. 関係会社に係る注記<br/>区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 7,634百万円</p> |
| <p>※ 2. 固定資産除却損</p> <p>建物 346百万円</p> <p>器具備品 28</p> <p>ソフトウェア -</p> <p>合計 374</p>   | <p>※ 2. 固定資産除却損</p> <p>建物 0百万円</p> <p>器具備品 0</p> <p>ソフトウェア 52</p> <p>合計 52</p>      |

## ◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | —          | —          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,268百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,100円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月30日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 24,877百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4,830円

|       |            |
|-------|------------|
| 基準日   | 2022年3月31日 |
| 効力発生日 | 2022年6月30日 |

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数  |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 5,150,693株 | —          | —          | 5,150,693株 |

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 24,877百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 4,830円     |
| 基準日      | 2022年3月31日 |
| 効力発生日    | 2022年6月30日 |

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

|          |            |
|----------|------------|
| 配当金の総額   | 55,782百万円  |
| 配当の原資    | 利益剰余金      |
| 1株当たり配当額 | 10,830円    |
| 基準日      | 2023年3月31日 |
| 効力発生日    | 2023年6月30日 |

## ◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 35,894       | 35,894 | -  |
| 資産計              | 35,894       | 35,894 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 121          | 121    | -  |
| 負債計              | 121          | 121    | -  |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|                   | 前事業年度（百万円） |
|-------------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※）1. 2 | 9,529      |
| 組合出資金等            | 1,886      |
| 合計                | 11,415     |

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|              | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|---------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 2,006   | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 35,894  | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 27,176  | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 4,002   | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |             |              |      |
| その他有価証券      | 29,300  | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 1,835   |             |              |      |
| 合計           | 100,215 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分                     | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |       |      |       |
|------------------------|------------------|-------|------|-------|
|                        | レベル1             | レベル2  | レベル3 | 合計    |
| 金銭の信託（運用目的・その他）<br>（※） | -                | 1,736 | -    | 1,736 |
| 資産計                    | -                | 1,736 | -    | 1,736 |
| デリバティブ取引（通貨関連）         | -                | 121   | -    | 121   |
| 負債計                    | -                | 121   | -    | 121   |

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

## （１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

## （２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

## ２．金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

|                  | 貸借対照表<br>計上額 | 時価     | 差額 |
|------------------|--------------|--------|----|
| (1)金銭の信託         | 42,108       | 42,108 | -  |
| 資産計              | 42,108       | 42,108 | -  |
| (2)その他（デリバティブ取引） | 46           | 46     | -  |
| 負債計              | 46           | 46     | -  |

（注1） 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、

記載を省略しております。

- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

|               | 当事業年度（百万円） |
|---------------|------------|
| 市場価格のない株式等（※） | 10,261     |
| 組合出資金等        | 1,557      |
| 合計            | 11,819     |

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

|              | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------|-------------|--------------|------|
| 預金           | 1,865  | -           | -            | -    |
| 金銭の信託        | 42,108 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬      | 26,116 | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬     | 3,780  | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |             |              |      |
| その他有価証券      | 21,900 | -           | -            | -    |
| 短期貸付金        | 1,001  |             |              |      |
| 合計           | 96,772 | -           | -            | -    |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

| 区分              | 貸借対照表計上額（単位：百万円） |        |      |        |
|-----------------|------------------|--------|------|--------|
|                 | レベル1             | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 金銭の信託（運用目的・その他） | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| 資産計             | -                | 42,108 | -    | 42,108 |
| デリバティブ取引（通貨関連）  | -                | 46     | -    | 46     |
| 負債計             | -                | 46     | -    | 46     |

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引



時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 前事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,107          |
| 関連会社株式 | 106            |

4. その他有価証券(2022年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 29,300                | 29,300        | -           |
| 小計                   | 29,300                | 29,300        | -           |
| 合計                   | 29,300                | 29,300        | -           |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

## 2. 満期保有目的の債券(2023年3月31日)

該当事項はありません。

## 3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

| 区分     | 当事業年度<br>(百万円) |
|--------|----------------|
| 子会社株式  | 9,919          |
| 関連会社株式 | 106            |

## 4. その他有価証券(2023年3月31日)

| 区分                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|----------------------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  |                       |               |             |
| 株式                   | -                     | -             | -           |
| 小計                   | -                     | -             | -           |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |                       |               |             |
| 譲渡性預金                | 21,900                | 21,900        | -           |
| 小計                   | 21,900                | 21,900        | -           |
| 合計                   | 21,900                | 21,900        | -           |

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

## 5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分 | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|----|----------|--------------|--------------|
| 株式 | 66       | -            | 16           |
| 合計 | 66       | -            | 16           |

## ◇ デリバティブ取引関係

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 1,714         | -                       | △121        | △121          |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

| 区分        | 取引の種類               | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち一年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 評価損益<br>(百万円) |
|-----------|---------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル | 952           | -                       | △46         | △46           |

## ◇ 退職給付関係

| 前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)                                     |            |
|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 採用している退職給付制度の概要                                                  |            |
| 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。 |            |
| 2. 確定給付制度                                                           |            |
| (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表                                            |            |
| 退職給付債務の期首残高                                                         | 23,270 百万円 |
| 勤務費用                                                                | 961        |
| 利息費用                                                                | 176        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △1,521     |
| 退職給付の支払額                                                            | △904       |
| その他                                                                 | △14        |
| 退職給付債務の期末残高                                                         | 21,967     |
| (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表                                              |            |
| 年金資産の期首残高                                                           | 19,349 百万円 |
| 期待運用収益                                                              | 454        |
| 数理計算上の差異の発生額                                                        | △258       |
| 事業主からの拠出額                                                           | 814        |
| 退職給付の支払額                                                            | △672       |
| 年金資産の期末残高                                                           | 19,687     |
| (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表                |            |
| 積立型制度の退職給付債務                                                        | 18,807 百万円 |
| 年金資産                                                                | △19,687    |
|                                                                     | △879       |
| 非積立型制度の退職給付債務                                                       | 3,159      |
| 未積立退職給付債務                                                           | 2,279      |
| 未認識数理計算上の差異                                                         | △489       |
| 未認識過去勤務費用                                                           | 106        |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 1,896      |
| 退職給付引当金                                                             | 3,194      |
| 前払年金費用                                                              | △1,297     |
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額                                                | 1,896      |
| (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額                                               |            |
| 勤務費用                                                                | 961 百万円    |
| 利息費用                                                                | 176        |
| 期待運用収益                                                              | △454       |
| 数理計算上の差異の費用処理額                                                      | 322        |
| 過去勤務費用の費用処理額                                                        | △45        |
| 確定給付制度に係る退職給付費用                                                     | 959        |

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 51%  |
| 株式     | 32%  |
| 生保一般勘定 | 10%  |
| 生保特別勘定 | 6%   |
| その他    | 1%   |
| 合計     | 100% |

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 0.9%  |
| 退職一時金制度の割引率     | 0.6%  |
| 長期期待運用収益率       | 2.35% |

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高  | 21,967 百万円 |
| 勤務費用         | 853        |
| 利息費用         | 188        |
| 数理計算上の差異の発生額 | △1,476     |
| 退職給付の支払額     | △1,133     |
| その他          | △83        |
| 退職給付債務の期末残高  | 20,314     |

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高    | 19,687 百万円 |
| 期待運用収益       | 462        |
| 数理計算上の差異の発生額 | △716       |
| 事業主からの拠出額    | 819        |
| 退職給付の支払額     | △874       |
| 年金資産の期末残高    | 19,378     |

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

## 及び前払年金費用の調整表

|              |            |
|--------------|------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 17,386 百万円 |
| 年金資産         | △19,378    |

△1,991

|               |       |
|---------------|-------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,927 |
|---------------|-------|

|           |     |
|-----------|-----|
| 未積立退職給付債務 | 935 |
|-----------|-----|

|             |     |
|-------------|-----|
| 未認識数理計算上の差異 | 398 |
|-------------|-----|

|           |    |
|-----------|----|
| 未認識過去勤務費用 | 53 |
|-----------|----|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

|         |       |
|---------|-------|
| 退職給付引当金 | 2,940 |
|---------|-------|

|        |        |
|--------|--------|
| 前払年金費用 | △1,553 |
|--------|--------|

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 貸借対照表上に計上された負債と資産の純額 | 1,387 |
|----------------------|-------|

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|      |         |
|------|---------|
| 勤務費用 | 853 百万円 |
|------|---------|

|      |     |
|------|-----|
| 利息費用 | 188 |
|------|-----|

|        |      |
|--------|------|
| 期待運用収益 | △462 |
|--------|------|

|                |     |
|----------------|-----|
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 127 |
|----------------|-----|

|              |     |
|--------------|-----|
| 過去勤務費用の費用処理額 | △52 |
|--------------|-----|

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 653 |
|-----------------|-----|

## (5) 年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

|    |     |
|----|-----|
| 債券 | 34% |
|----|-----|

|    |     |
|----|-----|
| 株式 | 27% |
|----|-----|

|        |     |
|--------|-----|
| 生保一般勘定 | 11% |
|--------|-----|

|        |    |
|--------|----|
| 生保特別勘定 | 7% |
|--------|----|

|     |     |
|-----|-----|
| その他 | 21% |
|-----|-----|

|    |      |
|----|------|
| 合計 | 100% |
|----|------|

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|                 |      |
|-----------------|------|
| 確定給付型企业年金制度の割引率 | 1.4% |
|-----------------|------|

|             |      |
|-------------|------|
| 退職一時金制度の割引率 | 1.1% |
|-------------|------|

|           |       |
|-----------|-------|
| 長期期待運用収益率 | 2.35% |
|-----------|-------|

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

## ◇ 税効果会計関係

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 前事業年度末<br>(2022年3月31日) | 当事業年度末<br>(2023年3月31日) |
|------------------------|------------------------|

| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳                  |        |
|------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------|--------|
| 繰延税金資産                                         | 百万円    | 繰延税金資産                                         | 百万円    |
| 賞与引当金                                          | 1,381  | 賞与引当金                                          | 1,138  |
| 退職給付引当金                                        | 990    | 退職給付引当金                                        | 911    |
| 関係会社株式評価減                                      | 1,010  | 関係会社株式評価減                                      | 1,010  |
| 未払事業税                                          | 285    | 未払事業税                                          | 227    |
| 投資有価証券評価減                                      | 110    | 投資有価証券評価減                                      | 11     |
| 減価償却超過額                                        | 272    | 減価償却超過額                                        | 331    |
| 時効後支払損引当金                                      | 182    | 時効後支払損引当金                                      | 184    |
| 関係会社株式売却損                                      | 505    | 関係会社株式売却損                                      | 505    |
| ゴルフ会員権評価減                                      | 92     | ゴルフ会員権評価減                                      | 78     |
| 資産除去債務                                         | 348    | 資産除去債務                                         | 348    |
| 未払社会保険料                                        | 114    | 未払社会保険料                                        | 85     |
| その他                                            | 84     | その他                                            | 44     |
| 繰延税金資産小計                                       | 5,376  | 繰延税金資産小計                                       | 4,878  |
| 評価性引当額                                         | △1,795 | 評価性引当額                                         | △1,696 |
| 繰延税金資産合計                                       | 3,581  | 繰延税金資産合計                                       | 3,181  |
| 繰延税金負債                                         |        | 繰延税金負債                                         |        |
| 資産除去債務に対応する除去費用                                | △233   | 資産除去債務に対応する除去費用                                | △171   |
| 関係会社株式評価益                                      | △81    | 関係会社株式評価益                                      | △84    |
| その他有価証券評価差額金                                   | △78    | その他有価証券評価差額金                                   | △102   |
| 前払年金費用                                         | △402   | 前払年金費用                                         | △481   |
| 繰延税金負債合計                                       | △796   | 繰延税金負債合計                                       | △840   |
| 繰延税金資産の純額                                      | 2,784  | 繰延税金資産の純額                                      | 2,340  |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |        |
| 法定実効税率                                         | 31.0%  | 法定実効税率                                         | 31.0%  |
| (調整)                                           |        | (調整)                                           |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.0%   | 交際費等永久に損金に算入されない項目                             | 0.3%   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △2.9%  | 受取配当金等永久に益金に算入されない項目                           | △6.4%  |
| タックスヘイブン税制                                     | 1.8%   | タックスヘイブン税制                                     | 2.1%   |
| 外国税額控除                                         | △0.5%  | 外国税額控除                                         | △0.6%  |
| 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.4%   | 外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税                           | 0.7%   |
| その他                                            | 0.1%   | その他                                            | △0.8%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 29.9%  | 税効果会計適用後の法人税等の負担率                              | 26.3%  |

## 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

### ◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

#### 1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

#### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

|                | 前事業年度                        | 当事業年度                        |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
|                | 自 2021年4月 1日<br>至 2022年3月31日 | 自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日 |
| 期首残高           | 1,371                        | 1,123                        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加 | 48                           | -                            |
| 資産除去債務の履行による減少 | △296                         | -                            |
| 期末残高           | 1,123                        | 1,123                        |

## ◇ 収益認識に関する注記

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

| 区分      | 前事業年度<br>(自 2021年4月 1日<br>至 2022年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 115,670百万円                              |
| 運用受託報酬  | 16,675百万円                               |
| 成功報酬（注） | 1,058百万円                                |
| その他営業収益 | 530百万円                                  |
| 合計      | 133,935百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

| 区分      | 当事業年度<br>(自 2022年4月 1日<br>至 2023年3月31日) |
|---------|-----------------------------------------|
| 委託者報酬   | 113,491百万円                              |
| 運用受託報酬  | 17,245百万円                               |
| 成功報酬（注） | 952百万円                                  |
| その他営業収益 | 331百万円                                  |
| 合計      | 132,021百万円                              |

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## ◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### （2）地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### （1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### （2）地域ごとの情報

#### ① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### ② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### （3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

## ◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### （ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。



## (イ) 子会社等

| 種類  | 会社等の名称                         | 所在地  | 資本金            | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|--------------------------------|------|----------------|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|-------|---------------|
| 子会社 | ノムラ・エー<br>ム・ファイ<br>ナンス・イン<br>ク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理  | 直接100%             | 資産の賃貸借    | 資金の貸付 | 3,427         | 短期貸付金 | 1,835         |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 資金の返済 | 1,709         |       |               |
|     |                                |      |                |       |                    |           | 貸付金利息 | 9             | 未収利息  | 4             |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等の名称   | 所在地    | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係                                       | 取引の内容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科目    | 期末残高<br>(百万円) |
|---------|----------|--------|-----------------|-------|--------------------|-------------------------------------------------|-----------------------|---------------|-------|---------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社 | 東京都中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                  | 当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等<br>役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1) | 29,119        | 未払手数料 | 6,013         |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
 (\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

## (イ) 子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(百万円) | 科目 | 期末残高<br>(百万円) |
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|
|----|--------|-----|-----|-------|--------------------|-----------|-------|---------------|----|---------------|

|     |                                |      |                |      |        |        |       |       |           |       |
|-----|--------------------------------|------|----------------|------|--------|--------|-------|-------|-----------|-------|
| 子会社 | ノムラ・エー<br>ム・ファイ<br>ナンス・イン<br>ク | ケイマン | 2,500<br>(米ドル) | 資金管理 | 直接100% | 資産の賃貸借 | 資金の貸付 | 5,736 | 短期貸付<br>金 | 1,001 |
|     |                                |      |                |      |        |        | 資金の返済 | 6,489 |           |       |
|     |                                |      |                |      |        |        | 貸付金利息 | 44    | 未収利息      | 11    |

## (ウ) 兄弟会社等

| 種類      | 会社等<br>の名称 | 所在地        | 資本金             | 事業の内容 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係                                                           | 取引の内容                              | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目            | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|---------|------------|------------|-----------------|-------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 親会社の子会社 | 野村證券株式会社   | 東京都<br>中央区 | 10,000<br>(百万円) | 証券業   | —                      | 当社投資信託<br>の募集の取扱<br>及び売上の取<br>扱ならびに投<br>資信託に係る<br>事務代行の委<br>託等<br>役員の兼任 | 投資信託に<br>係る事務代<br>行手数料の<br>支払 (*1) | 27,180            | 未払手<br>数<br>料 | 5,773             |

## (エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、  
ニューヨーク証券取引所に上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

## ◇ 1株当たり情報

| 前事業年度<br>(自 2021年4月1日<br>至 2022年3月31日)       |            | 当事業年度<br>(自 2022年4月1日<br>至 2023年3月31日)       |            |
|----------------------------------------------|------------|----------------------------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額                                    | 16,775円81銭 | 1株当たり純資産額                                    | 17,016円74銭 |
| 1株当たり当期純利益                                   | 4,835円10銭  | 1株当たり当期純利益                                   | 5,060円34銭  |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |            |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                            |            | 1株当たり当期純利益の算定上の基礎                            |            |
| 損益計算書上の当期純利益                                 | 24,904百万円  | 損益計算書上の当期純利益                                 | 26,064百万円  |
| 普通株式に係る当期純利益                                 | 24,904百万円  | 普通株式に係る当期純利益                                 | 26,064百万円  |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                           |            | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳                           |            |
| 該当事項はありません。                                  |            | 該当事項はありません。                                  |            |
| 普通株式の期中平均株式数                                 | 5,150,693株 | 普通株式の期中平均株式数                                 | 5,150,693株 |

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1 名称、資本金の額及び事業の内容

## &lt;更新後&gt;

## (1) 受託者

| (a)名称      | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                                                   |
|------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 野村信託銀行株式会社 | 35,000百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

\* 2023年9月末現在

## (2) 販売会社

| (a)名称             | (b)資本金の額 <sup>*</sup> | (c)事業の内容                        |
|-------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 野村證券株式会社          | 10,000百万円             | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| F F G証券株式会社       | 3,000百万円              |                                 |
| 京銀証券株式会社          | 3,000百万円              |                                 |
| きらぼしライフデザイン証券株式会社 | 3,000百万円              |                                 |
| 静銀ティーエム証券株式会社     | 3,000百万円              |                                 |
| ちばぎん証券株式会社        | 4,374百万円              |                                 |
| めぶき証券株式会社         | 3,000百万円              |                                 |
| 株式会社熊本銀行          | 33,847百万円             | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。              |
| 株式会社十八親和銀行        | 36,878百万円             |                                 |
| 株式会社福岡銀行          | 82,329百万円             |                                 |

\* 2023年9月末現在

## 3 資本関係

## &lt;訂正前&gt;

(2022年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

## (1) 受託者

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## &lt;訂正後&gt;

(2023年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式の2023年3月30日から2023年9月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式の2023年9月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年3月30日から2023年9月29日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。